

租税訴訟学会  
平成26年度 夏期連続研修

「税務調査の現状及び今後の税務調査手続の  
在り方について検証する」

「行政指導の考え方及び税理士としての  
関わり方と今後の対応について」

研修資料

講師：都築 巖 税理士

## 講師プロフィール

### 都築 巖 (つづき いわお)

税理士都築巖事務所 代表

【資格】税理士・行政書士・申請取次行政書士・2級FP技能士・AFP

【経歴】

昭和 54 年 (1979 年)

立命館大学法学部卒業、大阪国税局及び管内各税務署に勤務

間接税、法人税、消費税等の調査及び審理事務に従事

平成 13 年 (2001 年)

大阪国税不服審判所勤務を最後に退職。同年 5 月、税理士登録

京都府宇治市において税理士事務所開設。現在に至る

現在

租税訴訟学会常務理事、租税訴訟学会近畿支部幹事、日本税法学会会員、

税理士会関係各団体主催研修講師、弁護士会関係各団体主催研修講師

公認会計士関係各団体主催研修講師、生保・証券会社主催セミナー講師

京都府行政書士会著作権相談センター相談員、税務調査士認定講座講師

近畿税理士会業務相談室相談員及び公認会計士協会近畿実務補習所講師等を歴任

【著書】

『税務力 UP シリーズ 財産評価』(清文社)

『印紙税課否判断の実務』(清文社)

『早わかり・平成 22 年度税制改正』(共著・中央経済社)

『租税訴訟・租税手続における納税者の権利保障 (租税訴訟学会紀要集)』

(租税訴訟学会編、共著、財經詳報社)

『税理士事務所経営の極意—自分が儲からないのに、顧問先が儲かるはずがない!』(清文社)

『平成 23 年度税制改正で 税務調査はこう変わる』(清文社)

『こう変わる!平成 25 年 1 月からの税務調査手続 Q&A』(清文社)

『争点と結論からはじめる法人税重要判例・裁決例』(共著・税務経理協会)

『演習 租税法』(共著 法学書院)

『把握されにくいは誤り—贈与税の単独調査の現実 (DVD)』(株式会社レガシイ)

『印紙税の基礎と税務調査対応 (DVD 3 本組)』(株式会社レガシイ)

『今後の税務調査の動向 (DVD)』(株式会社レガシイ)

『顧問先との信頼度をあげる国税通則法改正後の交渉実務力 (DVD)』(同 上)

『改正国税通則法から半年 税務調査はこう変わった! こう対応せよ! (DVD)』

『行政指導による課税強化のシナリオと税理士の対応策 (DVD)』

『ここを突かれたら大変! 最近の役員給与の否認事例とその対応策 (DVD)』

『増加する逆ハーフタックスに対する調査・行政指導 その加算税を防ぐ対応策は? (DVD)』

『修繕費と資本的支出 (DVD 2 本組)』

【その他】

月刊税理、税経通信、税務弘報、納税通信等への執筆 (1年に 2 本から 3 本程度)

税理士法人レガシイ (税務調査研究会会報誌連載)「税理士が知っておくべき 法人税・所得税・消費税・相続税・贈与税の申告実務及び税務調査」

\* 現在、都築法務税務会計研究グループを主宰し、仙台から福岡までの税理士、弁護士、公認会計士、学生等約 150 名を中心とした研究グループで、月 1 回の大坂での研究会及びMLを通じての交流を図っています。今後、東京その他の地域における研究会も開催する予定です。

\* 自ら代表を務めるコンサル会社及び研究会メンバーを中心として設立したコンサル会社 (自身が代表) による自主セミナーや研修の企画及び経営者等を対象としたセミナーや研修を企画し、現在、京都、大阪など関西を中心とした活動を行っています。

I はじめに	3
1 国税通則法改正に至る経緯	3
2 行政手続法と国税通則法の関係	4
3 調査手続法定化の意義	5
4 紳税者の権利保護の意義	5
5 国税通則法改正以後の税理士の果たす役割	7
6 法律の専門家としての税理士の意義	8
II 税務調査と国税通則法	10
1 税務調査と国税通則法	10
2 税務調査と質問検査権の行使の関係	17
III 質問検査権の法的整理 (総論)	35
1 質問検査権の法的整理	35
2 更正の要件としての質問検査権の法的限界	37
3 改正前及び改正後の質問検査権の比較検討	41
4 「資料情報制度 (法定)」及び「調書提出制度」並びに「各種お尋ね (照会文書)」と質問検査権の関係	50
5 調査の総合化傾向による質問検査権の統合と全体的な把握	53
6 紳税者が法施行地外に居住する場合の「税務調査」と「質問検査権の行使」の関係及び現在の課税庁の調査実務における問題点の所在	55
7 紳税管理人に対して質問検査権の行使が及ぶのか	56
IV 質問検査権の法的整理 (各論)	56
1 所得税調査と質問検査権の行使	56
2 法人税調査と質問検査権の行使	63
3 消費税と質問検査権の行使の関係	64
4 相続税調査と質問検査権の行使の関係	65
5 贈与税の調査と質問検査権の関係	68
6 印紙税調査と質問検査権の行使	68

V 「行政指導」と「調査」の関係（総論）	71
1 今、なぜ「行政指導」なのか？	71
2 行政手続法について	75
3 公権力の行使としての「調査」の意義	99
VI 「行政指導」と「調査」の明確な区分について（各論）	107
1 資料せんや連絡せん、取引記録、登記・登録の事実把握等を基に発送された照会文書等に対して行った回答から非違が把握されたとき	108
2 税務署内における申告書内容の審理により非違が予測されるような場合において納税者等に電話等による照会を行ったことで非違が把握されたとき	109
3 提出された申告書の内容について、管理運営担当者から電話等による照会があつたことにより非違が把握されたとき	110
4 机上調査等の内部手続のみで行われる処分について	110
5 「行政指導だから加算税はかかるない、調査になれば加算税はかかる」というのは間違いではないが、正しくはないということの理解が必要	111
VII 国税通則法改正後の調査実務の動向	115
1 国税通則法改正の意義とその理解	115
2 改正後の税務調査手続きの概要とその後の調査実務の動向	117
VIII 違法調査と課税処分の関係	143
1 違法調査があった場合の対応	143
2 違法調査に基づく課税処分の効力	144
3 違法調査に対する対応策	144
4 調査において違法手続きがあった場合の実務的かつ具体的対応策について	146
5 税務調査等の録音及び録画等と調査拒否の該当性	147
IX 税務調査と税務代理の関係	149
1 税務代理権限の範囲と民法上の代理権との相違点	149
2 税務代理権限のある税目に対する税務調査の対応	150
3 税務代理権限のない税目に対する税務調査の対応	151
4 税務調査の代理と弁護士法72条の関係	152
X 終わりに	152

I はじめに

### 1 国税通則法改正に至る経緯

(1) 平成23年度税制改正大綱において、「納税者の権利の確立」に向けて、ということでの税制改正が大きく取り上げられたことは、当時の税務実務を大きく変えるかのような勢いがありましたし、今後の税務実務が大きく変わるであろうことを思い浮かばせるような内容でした。

従来の税務調査実務における曖昧さや調査担当者の裁量に委ねられたところの多くの部分が法定化され、しかも「国税手続法（略称）」という国税通則法とは別の法律により、その第1条に、「この法律は、・・・納税者の権利の保護に資する・・・。」というように、納税者の権利という言葉が、我が国の税制史上初めて加えられた画期的な内容でした。真に、納税者の権利を守るということの表れであったのです。

この改正に加わられた学者の先生方、弁護士や税理士などの実務家の方々が中心になってできあがったものです。そして、出来上がった意見書の内容を、何回もの民主党税調、その下部組織である特別委員会、納税環境整備に関わる小委員会などでの議論を経ながら、ようやく「国税手続法」として、国会に上程されることとなったのです。ここで、ようやく改正議論に加わっていた皆様方の苦労が報われ、その結果としての国税通則法の改正であつたのです。

(2) 意外と知られていないのが、税調のメンバーのことです。自民政権の時の税調は、経団連、経済学者等の経済の専門家が主要メンバーでした。しかし、税法という法律を変える場である税調のメンバーが、経済学者等が主であること自体が大きいに問題があるということで、民主党税調は、法律の専門家である弁護士、法律学者、税法の専門家であり、なおかつ税務実務に携わっている税理士などを主要メンバーとしたのです。当然、経済学者も加わっていますが、主は法律に携わる専門家であったのです。国税通則法改正まで至ったのは、このようなところでの変革も原因の一つであったということです。

しかし、国会への上程後の政局情勢の不安化や特定団体の強硬な反対運動など、また国税通則法が制定以来の大改正であるということの重大性やこの内容で法律化となると、国税庁における早期対応が難しいから時期尚早であるというような意見など、様々な議論を呼び起こし、平成23年の12月に発表された大綱が、「国税手続法」という別なものとして、国税通則法とは離れたところでの税務調査手続や不服審査手続などを中心とした法案となって、一旦国会に上程されたものの、結果的には、納税者